

2. ブラジル政治情勢（10月の出来事）

【内政】

（１）最高裁判所判事の任命

2日、伯政府は、次期連邦最高裁判所（STF）判事としてカッシオ・ヌネス・マルケス連邦地方裁判所判事を指名。22日、伯政府は、上院本会議における承認を受け、同判事を STF 判事に任命した旨官報で告示した（注：11月5日就任）。

（２）首都第一コマンド幹部の釈放

10日、犯罪組織「首都第一コマンド（PCC）」の幹部と目されるアンドレ・オリヴェイラ・マセド被告の人身保護請求を受けて同被告の未決勾留を撤回する仮決定が下されたことにより、同被告はサンパウロ州内の刑務所から釈放された。同被告は、ボリビア又はパラグアイに逃亡したと報じられている。14～15日、フックス STF 長官による上記仮決定の差止め請求につき STF 大法廷にて裁決され、9対1の多数決によって同被告の勾留維持が承認された。

（３）「緑のブラジル作戦」の延長

26日、国家アマゾン委員会会長を務めるモウラオン副大統領は、法定アマゾンにおける軍隊の活動「緑のブラジル作戦」を2021年4月まで延長する旨発表した（注：延長前の活動期限は11月6日）。

【外交】

（１）ペルーとの AEO 相互承認の署名

2日、伯連邦歳入局は、ペルー国家税関税務庁（SUNAT）との間で AEO 相互承認に関する文書に署名した（注：伯連邦歳入局は、9月29日、ボリビアとの間でも AEO 相互承認署名式を行っている）。

（２）伯韓首脳テレビ会談及びボルソナーロ大統領とムハンマド・サウジアラビア皇太子とのテレビ会談

（ア）5日、ボルソナーロ大統領は、文在寅韓国大統領との間でテレビ会談を行った。
（イ）同日、ボルソナーロ大統領は、ムハンマド・サウジアラビア皇太子との間でテレビ会談を行った。

（３）アラウージョ外務大臣のテレビ会談出席

（ア）9日、アラウージョ外相は、ラーブ英国外務・英連邦大臣との間でテレビ会談を行い、貿易、技術、環境及び防衛の分野について協議した。
（イ）23日、アラウージョ外相は、ドムブロウスキス欧州委員会上級副委員長兼貿易担当欧州委員との間でテレビ会談を行い、伯の OECD 加盟及び EU メルコスール間の協定について協議した。

（４）伯パラグアイ国境貿易の再開に関する文書の署名

16日、アラウージョ外相及びリバス・パラグアイ外相は、二国間国境貿易の部分的再開に関する

る文書の署名式をテレビ会議形式で行った。

(5) オブライエン米国家安全保障担当大統領補佐官一行の訪問

ア 19～20 日、オブライエン米国家安全保障担当大統領補佐官一行がサンパウロ及びブラジリアを訪問した。

イ 19 日、伯米両国は二国間の貿易経済協力協定（ATEC）の議定書に署名。同議定書は、発効に関する一般規定及び締約国が採択した義務に関する協議メカニズムに加え、3つの付属書（①貿易円滑化及び税関協力、②良き規制慣行、③腐敗防止）から成る。

ウ 更に 20 日、伯経済省は、米国輸出入銀行（EXIM）との間で、二国間経済関係の強化を目的とした最大 10 億米ドルの覚書に署名した。

エ 同日、ボルソナーロ大統領及びエレーノ大統領府安全保障局長官は、同米大統領補佐官と会談した。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う諸外国からの入国制限

ア 5 日、伯政府は、外国人（国籍不問）の入国を制限する措置につき、一部要件を緩和した上で、同日より 30 日間延長する旨の政令第 470 号を公布した。

イ 14 日、伯政府は、外国人（国籍不問）の入国を制限する措置につき、一部要件を緩和した上で、同日より 30 日間延長する旨の政令第 478 号を公布した。これにより、パラグアイから伯への陸路による入国が可能となった。

3. トピックス

(1) 新型コロナウイルス関連

10 月 21 日、ブラジル連邦警察は、連邦警察ガイドラインの改訂を発表した（同日付で施行）。
（政令第 18 号：

<https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/portaria-n-18-direx/pf-de-19-de-outubro-de-2020-283995940>)

その主な変更点としては、以下のとおり。

- ・ 2020 年 3 月 16 日より停止されていた連邦警察が所管する移住関係手続きの締切りや有効期間（a contagem dos prazos migratorios no ambito da PF）の日数計算が 11 月 3 日より再開される。
- ・ 2020 年 3 月 16 日以降に期限を迎えた、プロトコール、外国人登録証、その他の文書は、入国及び登録を目的として、2021 年 3 月 16 日まで使用することが出来る。